

改正案	現行
<p>（更生手続等が始めた場合の徴収の所轄庁の特例）</p> <p>第四十四条 株式会社、協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この項において同じ。）又は相互会社（同条第六項に規定する相互会社をいう。以下この項において同じ。）については更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社、協同組織金融機関又は相互会社の国税を徴収することができる国税局長、税務署長又は税関長は、当該会社、協同組織金融機関又は相互会社の本店又は主たる事務所（外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下この項において同じ。）の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継ぎをすることができる。ただし、更生事件がその本店若しくは主たる事務所以外の営業所若しくは事務所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（更生手続等が始めた場合の徴収の所轄庁の特例）</p> <p>第四十四条 株式会社又は協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この項において同じ。）については更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社又は協同組織金融機関の国税を徴収することができる国税局長、税務署長又は税関長は、当該会社又は協同組織金融機関の本店又は主たる事務所（外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下この項において同じ。）の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継ぎをすることができる。ただし、更生事件がその本店若しくは主たる事務所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができる。</p> <p>2 （略）</p>